


地域防災力維持型の対象工事の拡大【令和5年5月1日以降の入札公告から適用】

- ・地域防災力維持型については、自社施工比率や地域精通度、契約件数など、企業の「技術力」や「地域性」等を評価し、地域防災の担い手となる地域の企業を育成、確保することを目的とし、高度な技術力を要しない一般的な土木一式工事を対象に実施している。

【改定内容】

- ・地域に精通した建設業者の受注機会の確保および事務処理の迅速化を図るため、対象金額を以下のとおり改定。

【現行】 設計金額 2千万円超 ～ 7千万円未満（高度な技術力を要しない一般的な工事）
 【改定】 設計金額 2千万円超 ～ **1億円未満**（高度な技術力を要しない一般的な工事）

設計金額 (税込み)	2千万円以下	2千万超	3千万円以上	7千万円以上	1億円以上	2億円超
土木一式		高度な技術力を要しない一般的な工事 【地域防災力維持型】			高度な技術力を要する工事 【実績評価型】	【技術提案型】 (標準型)
		工事成績を評定しない工事（例：伐木、河川浚渫、取壊し解体工事など）				

工事成績の評価方法の改定【令和5年5月1日以降の入札公告から適用】

- 工事成績については、過去2か年度（建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置については過去5か年度）に完成検査を受けた工事成績評定点の平均点（小数点第1位以下切捨）を評価している。

【改定内容】

- より実態に即した評価を行うため、平均点の算定方法を以下のとおり改定。

【現行】平均点は小数点第1位以下を切捨し、整数により評価点数を算定

【改定】平均点は小数点第2位以下を切捨し、小数点第1位までの数値により評価点数を算定

※評価点数は小数点第2以下を切り捨て

【算定例】 土木一式で過去2か年度に完成検査を受けた工事成績評定の平均点が「78.95点」の場合

実績評価型 算定例

○技術提案型・実績評価型の場合（評価点数＝（工事成績評定点の平均点-70）×0.3+0.5）

【現行】

平均点 78.95点 → 78.95点 → 78点

評価点数 $(78 - 70) \times 0.3 + 0.5 = 2.9$ 点

【改定】

平均点 78.95点 → 78.95点 → **78.9点**

評価点数 $(78.9 - 70) \times 0.3 + 0.5 = 3.17$ 点 → 3.17点 → **3.1点**

○地域防災力維持型の場合（評価点数＝（工事成績評定点の平均点-70）×0.2）

【現行】

平均点 78.95点 → 78.95点 → 78点

評価点数 $(78 - 70) \times 0.2 = 1.6$ 点

【改定】

平均点 78.95点 → 78.95点 → **78.9点**

評価点数 $(78.9 - 70) \times 0.2 = 1.78$ 点 → 1.78点 → **1.7点**

	現行	改定
80.0	3.5	3.5
79.9	3.2	3.4
79.8	3.2	3.4
79.7	3.2	3.4
79.6	3.2	3.3
79.5	3.2	3.3
79.4	3.2	3.3
79.3	3.2	3.2
79.2	3.2	3.2
79.1	3.2	3.2
79.0	3.2	3.2
78.9	2.9	3.1

継続学習（CPDS）の評価基準の改定【令和5年5月1日以降の入札公告から適用】

・継続学習（CPDS）については、設計金額7千万円以上の土木一式、鋼構造物工事で評価項目としており、取得ユニット数が一定の水準を満たした場合に加点している。

【改定内容】

・企業、行政双方の事務の効率化の観点から、継続学習（CPDS）の評価基準を以下のとおり改定。

○証明対象期間の改定

【現行】 証明書の証明日（証明期間の最終日）は、入札の申し込みを行った日から遡って3か月以内のものを有効とする

【改定】 **有効とする証明期間は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から、評価基準の年数（1年～5年のいずれか）に1年を加えた年数を遡った年度の4月1日から入札の申し込みを行った日までで、評価基準の年数に応じた任意の連続した期間とする。**

○評価区分の改定

【現行】 1年間で20ユニット以上、2年間で40ユニット以上、5年間で100ユニット以上

【改定】 1年間で20ユニット以上、2年間で40ユニット以上、**3年間で60ユニット以上、4年間で80ユニット以上**、5年間で100ユニット以上

【参考】 令和5年度に入札公告された案件の証明対象期間

○ 1年間で20ユニットの場合	： 令和 3年4月1日から入札の申し込みを行った日までの任意の連続した	1年間
○ 2年間で40ユニットの場合	： 令和 2年4月1日	2年間
○ 3年間で60ユニットの場合	： 平成31年4月1日	3年間
○ 4年間で80ユニットの場合	： 平成30年4月1日	4年間
○ 5年間で100ユニットの場合	： 平成29年4月1日	5年間